

「帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及 帝國軍用兵綱領策定顛末」

中尾裕次

我が国最初の国防方針は、日露戦争直後の明治四十（一九〇七）年に制定された。元帥山縣有朋の後継者と目された田中義一は、戦後經營について寺内正毅陸軍大臣と児玉源太郎参謀総長の意見が一致していないとの風説を心配して、明治三十九年に「隨感雜錄」を起草し児玉参謀総長に提出、児玉はこれを山縣、寺内に提示した。この「隨感雜錄」は、戦後經營の大方針を示したもので、国防方針の元となつたものである。

田中の国防方針制定のねらいは、戦後の經營として政略と戦略の一一致、国防方針に見合う軍備の拡充を政府と議会に長期計画として承認させることにあつた。このためには、まず陸海軍統帥部間の意見を一致させる必要があつたが、海軍側の受入れるところとはならなかつた。結局、田中は山縣を通じて国防方針の制定に成功した。本「帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及帝國軍用兵綱領策定顛末」（以下「策定顛末」という）は、その策定に関する経緯を記録したものである。

中でも、策定した国防方針が政策に重大な関係を有するとして、内閣総理大臣にも審議させるとともに、要すれば国防に要する兵力をも内閣

総理大臣に閲覧させるよう、統帥部側から奏上したことが記録されているが、このように政軍一体となって国策を決定していたことは、後年との大きな違いである。

この「策定顛末」は、「明治四十年 日本帝國ノ國防方針」の綴の最初に、「日本帝國ノ國防方針」、「國防ニ要スル兵力」、「帝國軍ノ用兵綱領」及び内閣総理大臣西園寺公望の「奉答」とともに編綴されている。この綴の最初頁には、「本綴ハ山縣元帥用及庶務課保管用ヲ併セ綴込シ置キタリ（之レ山縣元帥用ニハ顛末ヲ詳記シ部分アリシヲ以テナリ）」との書き込みがあり、両者を同一綴に編綴することによって、国防方針等の策定の経緯を明らかにしようとしたものと思われる。

「明治四十年 日本帝國ノ國防方針」の綴は、大東亜戦争終戦時、参謀本部第一部長であった宮崎周一中将が、終戦直後の史実調査部長であつた関係で、当時参謀本部が保管していた文書中若干を自宅に持ち帰り秘蔵していたものの一つで、昭和四十七年に防衛研究所に寄贈された。

防衛庁防衛研修所戦史室が編纂した戦史叢書の『大本營陸軍部（一）』

(昭和四十一年発刊)は、明治四十年の国防方針等については推定によつて記述されており、正確な国防方針等については、この史料によつてようやくその全貌が明かとなり、初めて『大本營海軍部・聯合艦隊(一)』(昭和五十年発刊)に掲載された。

この「策定顛末」の表紙には、「極秘」の朱印が押印されており、「山縣元帥用」と朱書されている(口絵写真参照)。本文は毛筆で書かれており、「帝國國防方針」、「國防ニ要スル兵力」、「帝國軍ノ用兵綱領」及び「奉答」もそのまま、また元帥府を代表しての山縣の「奉答」及び「御沙汰傳達ノ次第覺書」も記述されている。

「策定顛末」の著者は記述なく明らかでない。しかしながら、大正五年十二月に田中義一が、「帝國國防方針、國防ニ要スル兵力、帝國軍用兵綱領策定ニ關スル顛末概要」(以下「顛末概要」という)を記録しており、その内容がこの「策定顛末」と類似しているので、田中が作成したものと推察できる。作成時期については、概ね田中の「顛末概要」と同時期と推測するが不明である。なお、「顛末概要」は、参考として末尾に付記した。

先帝陛下ハ之ヲ查閱シ給ヒタル後元帥府ニ下シテ諮詢シ給ヒ各元帥ハ仔細ニ之ヲ講究シ其ノ軍國ニ適切ナルヲ認メ且ツ戰後我國防線カ遠ク大陸ニ伸張シ我軍往時ノ兵力ヲ以テシテハ能ク帝國干城ノ大任ヲ全フスルヲ得サルノミナラス陸海両軍密接ノ協同動作ニ依ルニ非レハ絶海防備ノ成功ヲ期シ難キニヨリ宜シク先ツ帝國國防方針ヲ定メ兼テ陸海作戦ノ策應ヲ密ニセサルヘカラス 加之日英聯合作戦ニ關スル會商ノ基準ト為スタメニモ亦其必要アルヲ以テ前記國防方針私案ヲ參謀總長及海軍軍令部長ニ附シテ参考トナサシメラレ陸海協商シテ以テ帝國國防方針ヲ立案セシメラレテキ旨ヲ復奏セリ茲ニ於テ明治三十九年十二月二十日參謀總長及海軍軍令部長ハ勅命ヲ押シ帝國國防方針策定ニ關スル商議ヲ開始スルニ至レリ

帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及帝國軍用兵綱領策定顛末

明治三十七八年戰役ニハ大本營ヲ統率シ給ヘル先帝陛下ノ御指揮悉ク機宜ニ合シ陸海軍ノ協同動作些ノ遺憾ナカリシト雖モ此事タル毫モ平時ヨリ豫メ熟議セラレアリシニ非サルヲ以テ山縣元帥ハ深ク將來ニ恐ルル

明治四十年一月一日ニ至リ參謀總長及海軍軍令部長ハ連署シテ嚮キニ御署

下問アラセラレタル日本帝國ノ國防方針ニ闕シ聖旨ヲ奉シテ審議ヲ盡シタル結果帝國國防方針、國防ニ要スル兵力、帝國軍ノ用兵綱領ヲ左ノ如ク策案シテ之ヲ奉呈シ併セテ國防方針ハ政策ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ更ニ之レヲ内閣總理大臣ニ御下附アラセラレ審議セシメラレ度又要スレハ國防ニ要スル兵力ヲ内閣總理大臣ニ閱覽セシメラレ度旨奏上セリ

○ 帝國國防方針

一、帝國ノ政策ハ明治ノ初メニ定メラレタル開國進取ノ國是ニ則リ實行セラレ曾テ其軌道ヲ脱シタル事無キハ論ヲ俟タサル所ニシテ今後ハ益々此國是ニ從ヒ國權ノ振張ヲ謀リ國利民福ノ増進ヲ勉メサルヘカラ

ス

國權ヲ振張シ國利民福ヲ増進セント欲セハ世界ノ多方面ニ向テ經營セサル可カラスト雖モ就中明治三十七八年戰役ニ於テ幾萬ノ生靈及巨萬ノ財貨ヲ抛テ滿洲及韓國ニ扶植シタル利權ト亞細亞ノ南方竝太平洋ノ彼岸ニ皇張シツツアル民力ノ發展トヲ擁護スルハ勿論益々之ヲ擴張スルヲ以テ帝國施政ノ大方針ト為ササルヘカラス

果シテ然ラハ帝國軍ノ國防ハ此國是ニ基ク所ノ政策ニ伴フテ規畫セラレサルヘカラス換言スレハ我國權ヲ侵害セントスル國ニ對シ少クモ東亜ニ在リテハ攻勢ヲ取り得ル如クスルヲ要ス

二、我帝國ハ四面環ラスニ海ヲ以テスト雖國是及政策上其國防ハ固ヨリ海陸ノ一方ニ偏スルヲ得ス况ニヤ海ヲ隔テテ滿洲及韓國ニ利權ヲ扶植シタル今日ニ於テオヤ故ニ一旦有事ノ日ニ當リテハ嶋帝國內ニ於テ作戰スルカ如キ國防ヲ取ルヲ許サス必スヤ海外ニ於テ攻勢ヲ取ルニアラ

サレハ我國防ヲ全フル能ハス

三、帝國軍事上ノ歴史ヲ閱スルニ往昔ヨリ今日ニ至ルマテ退嬰ノ主義ヲ取リタルハ徳川時代ノミ其他ハ皆進取的ナラサルハナシ乃チ近ク明治二十七八年、同三十三年及同三十七八年戰役ニ於テハ悉ク攻勢ヲ取りテ以テ戰局ノ大捷ヲ占メ得タリ此歴史ハ日本人ノ性格ヲ明ニ表證スルモノニシテ他日再ヒ干戈ヲ動カスノ已ムヲ得サルニ當リテモ亦此性格ヲ益々發揮スル如クセサルヘカラス蓋シ國民ノ性格ニ背ク戰法ハ古來其良成績ヲ得タルコト稀ナリ

四、國防ヲ策定セントスルニハ須ラク先ツ我敵手タルヘキモノヲ想定スルヲ要ス

我國是ニ從フ所ノ政策ヲ遂行スルニ當リ之ニ對シ一國利害ノ關係上樽俎ニ依リテノミ其解決ヲ見ル能ハサルハ論ヲ俟タサル所ナリ然ルニ露國ハ明治三十七八年ノ敗戰後國內ノ大紛擾アルニモ拘ラス戰役前ニ於ケルヨリモ尚優勢ノ兵力ヲ極東ニ配置シ且ツ沿黑龍鐵道ノ布設ヲ計畫シ又營々トシテ海軍ノ再建ヲ謀リツツアリ是レ他日機ノ乗スヘキアレハ報復戰ヲ敢テシ滿鮮ニ於ケル我利權ヲ侵害シ以テ數百年來ノ國是ヲ貫徹セント欲スルモノニ非スシテ何ソヤ故ニ最モ近ク有リ得ヘキ敵國ハ蓋シ露國ナルヘシ

米國ハ我友邦トシテ之ヲ保維スヘキモノナリト雖モ地理、經濟、人種及宗教等ノ關係ヨリ觀察スレハ他日劇甚ナル衝突ヲ惹起スルコトナキヲ保セス

清國ハ滿韓ニ於ケル我利權ニ對シ利害ノ關係ヲ有スルコト大ナリト雖

モ清一國ヲ以テ單獨我ト戰ヲ交ユヘシトハ殆ント想像シ得サル所ナリ如何トナレハ清國ハ殆ント全ク海軍ヲ有セス其陸軍ノ如キモ亦名アリテ實ナキニ等シケレハナリ是レ清國ハ根本的改革ヲ斷行シ而カモ尚ホ幾多ノ星霜ヲ經ルニアラサレハ健全ナル軍國タル能ハサル所以ニシテ周環列國ノ視線ヲ等シクスル所ナルヘシ清國ノ國情此ノ如クナルニモ拘ラス我ニ對シテ單獨ニ戰端ヲ開カンカ我ハ必勝ノ算ヲ以テ之ニ當ルヲ得ヘシ既ニ我ニ必勝ノ算アラハ誰カ之ニ對シテ起ツモノアランヤ然レトモ清國內ニハ近時利權回収、排外、革命等ノ暗流奔騰シアルヲ以テ何時勃發シテ團匪事件ノ如キ變亂ヲ生スルヤモ測ラレス之ニ應シテ取ルヘキ我帝國軍ノ処置ハ列國トノ關係上頗ル複雜ナル問題ニ屬スルヲ以テ豫メ之ヲ策定シ置ク能ハサルヘシ

一國ト一國トノ關係ハ前述ノ如ク夫レ然リ然レトモ日英同盟新協約締結ノ結果同盟ヲ以テ同盟ニ對スル關係ハ列國利害ノ繫ル所何時戰端ヲ開クノ動機ヲ惹起スルヤ測ラレサルモノアリ是レ帝國ノ國防ニ重大ナル關係ヲ及ホスモノニシテ慎重ナル考慮ヲ要ス
日英同盟新協約ヲ研究スルニ英露釁ヲ開クニ方リ其戰爭ノ發源東亞及印度ハ勿論其以外何レニ在ルモ我ハ常ニ起テ英國ヲ援助スルノ義務ヲ生スヘキモノト覺悟セサルヘカラス如何トナレハ英露開戰ニ當リ戰爭ノ基源孰レニ在ルヲ問ハス露國ハ隨意ニ印度ニ向ヒ威壓ヲ加ヘ得ヘク從テ我ハ直ニ協約上ノ義務ヲ負擔セサルヘカラサルニ至ルヘケレハナリ又方今歐洲ノ形勢ヲ觀察スルニ獨國ハ新銳ノ勢力ヲ以テ商工業上ハ勿

論海軍力ニ於テモ英國ニ拮抗セントスルノ概アリ是レ英國ノ決シテ輕々ニ看過スル能ハサル所ナルヘク加之「バグダッド」鐵道ノ經營竝ニ土耳其、波爾斯ニ於ケル英獨露ノ關係等何時其衝突ヲ惹起スルヤモ測ラレス果シテ其衝突ヲ現實ニスルコトアランカ獨國ハ露國ト手ヲ携ヘテ起ツコトヲ謀ルナルヘク其結果我モ亦起テ日英同盟ノ義務ヲ分擔セサルヘカラスニ至ルヘシ而シテ此同盟ハ我國防上帝國軍ノ用兵ニ影響ヲ及ホスコト頗ル大ナリ若シ露獨同盟スルニ至ランカ獨國ノ兵ヲ以テ東亞ノ戰地ニ蒞「莅」ムカ如キコトハ之無カルヘシト雖モ露國ハ西方國境ニ顧慮スルコトナク東亞ニ作戰スル兵力及鐵道ノ最大力ヲ使用スルヲ得ヘク其他武器、糧食、材料並戰費等ノ補給ニ於テ偉大ノ利益ヲ戰爭ニ賦與スルヲ得ヘク又海上ニ於テモ多大ノ戰勢ヲ發展スルヲ得ン故ニ國防上ノ見地ヨリスレハ我國ノ外交政策ハ露獨ヲシテ同盟セシメサル如ク調理セラルルヲ必要トス然レトモ獨國目下ノ海軍ハ假令露國ト同盟スルモ尚日英同盟ノ海軍ニ對シ有利ナル戰ヲ為スノ算アリト認メ難ク從テ獨國ハ其東西洋ニ跨カル洪大ノ利益ヲ拋擲シテ迨モ敢テ起ツヤ否ヤ是レ外交上利害ノ緩急ヲ策スルノ好資料トシテ帝國政府ノ常ニ注意スヘキ要件ナランカ
日露再ヒ戰場ニ相見ルノ秋ニ於テ清國若シ我ニ聯合センカ我軍ノ享有スヘキ作戰上ノ利益即チ物資ノ供給及後方勤務ノ便易等ニ於テ實ニ偉大ナルモノアラン是レ明治三十七八年戰役ニ於テ清國カ稍々好意的中立ヲ保チタルニ於テスラ尚且ツ經驗シタル所ナリ故ニ清國若シ露國ニ聯合センカ彼我利害ノ關係所當サニ之ト正反對ナラサルヘカラス是

レ露國ノ夙ニ洞見スル所ナルヘク從テ彼ハ外交政策上有事ノ日ニ當リ清國ヲシテ露國ニ聯合セシムルコトヲ謀ルハ自然ノ勢ナリ故ニ我外交政策ハ露清聯合ヲ成立セシメス反テ清國ヲシテ依然我ニ好意ヲ表セシムル如ク調理セラルルヲ要ス然レトモ日英ノ同盟ヲ以テ露清ノ聯合二对抗シ得ヘカラスト云フニハアラサルナリ况ニヤ日英同盟ノ海軍ハ露清同盟ノ海軍ニ比シ著シク優勢ヲ占メ得ヘキニ於テオヤ

露佛同盟ノ活動範圍ハ蓋シ主トシテ歐洲ニ局限セラルヘク又英佛海上勢力懸隔ノ現況ト佛ノ陸軍ヲ以テ滿洲方面ノ作戰ニ直接行動ヲ為ス能ハサルノ事情トヲ鑑ミ且近時英佛両國間ニ於ケル親近ノ情勢ヲ考察スル時ハ佛國タルモノ自カラ進ンテ東亞ニ於ケル露國ノ活動ヲ援クルカ如キハ蓋シ稀有ノ事タルヘシ然レトモ由來露國ハ苟モ自利ノ為ニハ他ノ利害ヲ顧ミサルノ手段ニ出ツルコト過般ノ戰役ニ於テモ屢々經驗セルトコロナレハ他日日露有事ノ曉露國カ安南沿岸ノ港湾ニ占據シテ以テ浦塙斯徳ノ地理上ノ不利ヲ補ハントスルカ如キハ蓋シ有リ得ヘキ事ニ属ス露國ノ策果シテ此ニ出ツルニ於テハ佛國ハ已ヲ得シテ起チ茲ニ東亞ニ於ケル露佛同盟ノ活動ヲ現出スルニ至ルヘシ此同盟ハ露獨同盟ト等シク帝國ノ國防ニ重大ノ影響ヲ及ホスマ以テ我外交當局者ノ深ク留意スヘキ所ナランカ

若シ夫レ數國聯合ノ場合ヲ顧慮シ之ニ對シ悉ク本國防方針ニ從ヒ兵力ヲ養フハ一國ノ能ク堪ユル所ニアラサルナリ於是乎外交政策ノ調理ニ依リ敵ノ聯合ヲ破リ我同憂輿國ノ同盟ヲ締結スルノ要益々大ナラン

五、右ノ如ク論シ来ル時ハ帝國軍ノ兵備ハ左ノ標準ニ基クヲ要ス

陸軍ノ兵備ハ想定敵國中我陸軍ノ作戰上最モ重要視スヘキ露國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對シ攻勢ヲ取ルヲ度トス

海軍ノ兵備ハ想定敵國中我海軍ノ作戰上最モ重要視スヘキ米國ノ海軍ニ對シ東洋ニ於テ攻勢ヲ取ルヲ度トス

若シ夫レ露國ノ極東ニ使用シ得ヘキ陸軍ノ全兵力ヲ計算シ之ニ匹敵スル我陸軍ノ兵力ヲ養ハントスルハ我國力ノ能ク堪ユル所ニアラス之ヲ補フ為メニハ海上交通及滿洲ニ現在スル交通網ヲ益々發達スルハ勿論滿韓ニ新ニ交通線ヲ施設經營シ且ツ韓國北關地方ニ防禦陣地ヲ構成スルノ必要アルヘシ

黃海ニ於ケル海上輸送ハ情況ニ因リ安固ヲ缺クノ虞アルヲ以テ韓國縱貫鐵道竝義奉鐵道ヲシテ滿洲ニ於ケル作戰軍ノ主ナル交通線タラシムル如ク可成速力ニ經營セラルルヲ要ス

六、以上述フル所ヲ綜合スレハ左ノ要旨ニ歸ス

甲、帝國ノ國防ハ攻勢ヲ以テ本領トス

乙、將來ノ敵ト想定スヘキモノハ露國ヲ第一トシ米、獨、佛ノ諸國之ニ次ク

日英同盟ニ對シ起リ得ヘキモノハ露獨、露佛、露清等トス而シテ日英同盟ハ確實ニ之ヲ保持スルト同時ニ務メテ他ノ同盟ヲシテ成立活動セシメサル如クスルヲ要ス

丙、國防ニ要スル帝國軍ノ兵備ノ標準ハ用兵上最モ重要視スヘキ露米ノ兵力ニ對シ東亞ニ於テ攻勢ヲ取り得ルヲ度トス

○ 國防ニ要スル兵力

日本帝國ノ國防方針ヲ遂行スル為メニハ國防ニ要スル兵力ヲ別冊ノ如ク
整備セラルルヲ以テ適當ト認ム

(別冊)

陸軍

曩ニ陸軍大臣ト共ニ内奏セシ平時常設ノ二十五師團完成後十七年（兵役年限）ニ於テ戰時整備シ得ヘキ帝國陸軍ノ諸部隊概子左ノ如シ

一、野戰部隊

一、軍司令部

若干

二、野戰師團

二十五個

三、豫備師團

二十五個

四、騎兵旅團

五個

五、野戰砲兵旅團

六個

六、山砲聯隊

四個

七、重砲兵旅團

若干

八、野戰電信隊

若干

九、右ニ適應スル兵站諸部隊及所要ノ重架橋縱列

一、攻城部隊

攻城ノ為メニ要スル諸機関及徒步砲兵隊

若干

三、後備部隊

一、後備歩兵大隊

百個

二、後備騎兵中隊

二十五個

三、後備野戰砲兵中隊（野砲）

二十五個

四、後備工兵中隊

二十五個

四、守備部隊

十五個

一、要塞部隊

二、對馬警備隊

三、臺灣守備隊

四、樺太守備隊

五、特種部隊

一、鐵道旅團

一個

二、氣球隊

一個

三、軍樂隊

若干

四、鐵道船舶輸送ニ關スル諸部及野戰軍ノ被服糧食等ノ補給ヲ管掌

スル諸廠

六、留守部隊

野戰部隊及之ニ附屬スル諸機関ニ適應スル者

七、國民兵隊

國民兵隊ノ種類及兵力ハ臨時之ヲ定メラルモノトス

以上ノ兵力ハ國防上必須ノモノナリト雖モ財政ノ現状ハ一時ニ此兵力ノ

充實ニ着手スル能ハサルノ事情アリ因テ曩ニ御裁可ヲ得タル如ク先ツ明

治四十年度ヨリ十九箇師團及之ニ伴フ諸部隊ノ整備ニ着手シ殘餘六箇師

團ノ常設ハ他日財政緩和スルノ時ヲ待テ整備ニ着手シ以テ國防ニ要スル

兵力充實ノ完成ヲ期セントス而シテ此十九箇師團完成後十七年（兵役年

限）ニ於テ戰時整備シ得ヘキ帝國陸軍ノ諸部隊概子左ノ如シ

一、軍司令部	一、野戰部隊
二、野戰師團	二、鐵道旅團
三、豫備師團	三個
四、騎兵旅團	二、氣球隊
五、野戰砲兵旅團	三、軍樂隊
六、山砲聯隊	四、鐵道船舶輸送二閔スル諸部及野戰軍ノ被服糧食等ノ補給ヲ管掌
七、重砲兵旅團	スル諸廠
八、野戰電信隊	五、特種部隊
九、右二適應スル兵站諸部隊及所要ノ重架橋縱列	六、留守部隊

〔注※印記載なし〕

野戰部隊及之ニ附屬スル諸機関ニ適應スルモノ
七、國民兵隊
國民兵隊ノ種類及兵力ハ臨時之ヲ定メラルモノトス
海軍
一、帝國ノ國防方針ニ從ヒ海軍用兵上最重要視スヘキ想定敵國ニ對シ東洋ニ在テ攻勢ヲ取ランカ為ニハ我海軍ハ常ニ最新式即チ最精銳ナル一艦隊ヲ備ヘサルヘカラス而シテ其兵力ノ最低限ハ左ノ如クナルヲ要ス
戰艦
凡二萬噸
八隻
裝甲巡洋艦
凡一萬八千噸
八隻
以上ヲ艦隊ノ主幹トシ其作戰機能ヲ完カラシムルニ要スル他ノ巡洋艦及ヒ大小驅逐艦等各若干隻ヲ附ス
右兵力ヲ國防上ノ第一線艦隊トス
二、列國海軍ノ趨勢、製造力及技術ノ進歩等ニ鑑ミ且ツ已往ノ經驗ニ徴シ装甲艦ノ有効艦齡二十五ヶ年ヲ三期ニ區分シ竣工後八年迄ヲ第一期
第九年ヨリ第十六年迄ヲ第二期第十七年以後第二十五年迄ヲ第三期ト

十五個

攻城ノ為ニ要スル諸機関及徒步砲兵隊	若干
三、後備部隊	七十六個
一、後備歩兵大隊	十九個
二、後備騎兵中隊	十九個
三、後備野戰砲兵中隊（野砲）	十九個
四、後備工兵中隊	十五個
一、要塞部隊	
二、對馬警備隊	
三、臺灣守備隊	
四、樺太守備隊	

シ而シテ其第一期ニ属スルモノヲ以テ第一線艦隊ノ編組ニ充ツルモノ

トス

第一期及第三期艦齡ニ當ル軍艦ヲ以テ豫備艦隊ヲ編制シ必要ニ應シ或ハ第一線艦隊ノ増援ニ充テ或ハ局地ノ防禦警備等ニ任セシムルモノ

ス

局地ノ防禦ニ充ツヘキ小艦艇ノ如キハ艦齡第二期第三期ニ属スルモノヲ以テスルノ外尚ホ多少新造補充ヲ要スルコトアルヘシ

三、軍港、要港、防禦港、主要軍需品ノ製造所其他諸般ノ設備ハ凡テ前記第一第二項ノ要旨ニ伴フ如ク施設セラルルヲ要ス

四、河川溯航用ノ砲艦並漁業保護ヲ目的トスル軍艦ノ製造ノ如キハ主トシテ政略上ノ必要ニ基キ決定セラルヘキモノトス

(附言) 本案ハ列國海軍情勢ノ變遷ニ應シ改定ヲ要スルコトアルヘシ

御参考

帝國海軍ノ主力ハ現在ノ軍艦、現ニ製造中ニ属スルモノ及既ニ製造ヲ豫定セルモノヲ悉ク計上スルトキハ明治四十六年度ノ終

リニ於テ概子左ノ如クナルヘシ

戰艦 拾六隻

内

第一期 五隻

第二期 十隻

第三期 一隻

装甲巡洋艦 拾七隻

内

第一期 七隻

但シ内三隻ハ約一萬四千噸

第二期 十隻

○ 帝國軍ノ用兵綱領

一、我國防方針ニ從テ作戦スル帝國軍ハ攻勢ヲ以テ本領トス乃チ海軍ハ敵手ニ對シ努メテ機先ヲ制シ其海上勢力ヲ殲滅スルコトヲ目的トシ陸軍ハ敵ニ先チテ所望ノ兵力ヲ速カニ一地方ニ集合シ以テ先制ノ利ヲ占ムルヲ目的トシテ作戦ス故ニ海軍ヲ以テスル我沿海都市嶋嶼及一般商船航路等ノ防護ハ此要旨ニ背馳セサル範圍内ニ於テ實施セラルモノトス但シ下關海峽ト釜山、馬山浦間ハ常ニ確實ニ之ヲ防護センコトヲ期ス

臺灣、樺太ニ於テハ其守備隊ヲシテ通常獨立ノ防禦ニ任セシメ又諸要塞ハ通常海軍ノ防備部隊ト相待テ防禦配備ヲ取ルモノトス

二、将来衝突ノ危険最モ多キ露國ヲ敵トスル場合ニ於テ帝國軍ノ作戦ハ左ノ要領ニ從フヘシ

海軍ハ先ツ東亞ニ在ル敵ヲ求メテ攻撃シ且ツ朝鮮海峽ヲ制扼センコトヲ期ス

敵ノ海上兵力浦塙斯徳方面ニ引退スルトキハ我ハ其間接封鎖ヲ勵行シ以テ黃海ニ實施セラルヘキ我陸兵ノ輸送ヲ防護セントス

黃海方面ニ於ケル陸兵ノ輸送ハ開戦ノ初期ヨリ實施セラルモノナリ然レトモ情況ニ因リテハ多少ノ安固ヲ缺クコトアルモノトス

注意、輸送ノ安全ヲ謀ル為メ韓國西岸ニ於ケル避泊地ノ施設並海

陸通信機関ノ整備ヲ要ス

陸軍ハ滿洲、鳥蘇利及韓國ヲ作戰地ト為シ本作戰ヲ滿洲ニ支作戰ヲ
鳥蘇利方面ニ誘ク之力為メ勉メテ速ニ陸軍ノ大部ヲ南滿洲ノ一地方
ニ一部ヲ韓國咸鏡道ノ北部ニ集合シ後敵ヲ求メテ之ヲ攻擊ス而シテ
如何ナル場合ニ在テモ韓國ハ敵ノ蹂躪ニ委セサルコトヲ期ス

韓國咸鏡道北部ニ陸兵ヲ輸送スルコトハ陸上交通機関ノ完備セサル
間ハ海戰ノ進捗ヲ待タサルヘカラス故ニ平時ヨリ該方面ニ適當ノ施
設ヲ為シ以テ敵ノ進入ヲ防止スルノ方法ヲ講セサルヘカラス

作戰ノ進捗ニ應シ浦塙斯徳ヲ攻略セントスル時ハ陸海兩軍相策應シ
テ成効ノ速カナランコトヲ期ス

三、米、獨、佛ノ各一國ヲ敵トスルノ已ヲ得サル場合ニ遭遇セハ先ツ敵
ノ海上勢力ヲ擊滅スルヲ主眼トシ嗣後ノ作戰ハ臨機之ヲ策定ス
四、日英同盟協約ニ基キ英國ト協同シテ戰爭スル場合ニ在リテハ共同ノ
敵ニ對シ互ニ相策應シ友軍全体ノ利ヲ謀ルヲ目的トシテ作戰スヘシト
雖モ相互ノ計畫ニ於テハ直接ノ聯合作戰若クハ陸兵或ハ艦艇等ヲ以テ
スル直接ノ援助ヲ期待セサルヲ要ス

五、日英同盟協約ニ依リ露國ニ對シテ日英互ニ援助スルノ作戰ハ左ノ要
領ニ從フモノトス

我ヨリ英國ニ援助ヲ與フル場合ニ在テハ帝國軍ハ第二項ノ要領ニ從
テ作戰スルモノトス

英國ヨリ我ニ援助ヲ與フル場合ニ在テハ其陸軍ヲシテ印度方面ヨリ

土耳其斯坦方面ニ向テ牽制ノ作戰ヲ為サシムルコトヲ期待シ其海軍
ニ向テハ第四項ノ要領ニ從テ作戰スヘキコトヲ要求ス

六、日英同盟ヲ以テ露獨、露清若クハ露佛聯合ニ對スル時ハ左ノ要領ニ
從フモノトス

我海軍ハ第二、第四項ノ要領ニ從ヒ敵ノ東洋艦隊ニ對シテ攻勢ヲ取
ルヲ期スト雖モ黃海ニ於ケル陸兵ノ輸送ハ常ニ為シ得ヘキモノト期
待スヘカラス

我陸軍ハ概子第二項ノ要領ニ從テ作戰スヘシト雖モ咸鏡道方面ニ作
戰スル兵力ヲ減シテ他ニ使用スルコトアルヘシ

七、帝國陸海兩軍ハ本綱領ニ基キ毎年作戰ニ關スル計畫ヲ策定シ參謀總
長、軍令部長相互協議シテ案ヲ具シ裁可ヲ奏請ス

(附言) 本綱領ハ将来形勢ノ變遷ニ應シ改定セラルヘキモノトス

參謀總長、海軍軍令部長奉答ノ結果内閣總理大臣ハ帝國國防方針ヲ審議
スヘキ勅命ヲ拝シ又特ニ國防ニ要スル兵力ノ内覽ヲ許サレ明治四十年三
月左ノ如ク奉答セリ

奉 答

臣公望謹ミテ奏ス伏テ惟ルニ開國進取ハ帝國ノ國是ニシテ施政ノ方
針亦一二此ニ基キ終始一貫敢テ渝ルコトナシ是ヲ以テ内治ニ外交ニ
苟モ帝國ノ光烈ト國民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性ヲ中外ニ發揮セシ
ムルノ政策ハ前ヲ繼キ後ヲ啓キ永ク相傳ヘテ之カ美果ヲ収ムルヲ昂
ムヘキハ論ナキ處ナリトス

帝國力從來如上ノ政策ニ依リ幾多ノ苦心計營ヲ經テ獲得シ来リタル

現時ノ地位ト利權トハ将来益々之カ振張ヲ謀ラサルヘカラス帝國力
満韓地方ニ有スル利權及太平洋ノ彼岸ニ於ケル我民力ノ發展ノ如キ

将来益々發達セシムルヲ期ス此ノ如キ帝國ノ膨張ニ對シ我平和ノ政
策ヲ阻礙セントスル國アルニ方リ克ク我國ノ主張ヲ貫徹シ以テ大成

ヲ前途二期センニハ軍備ヲ充實シテ列強ノ間ニ重キヲナシ宇内ノ雄
鎮タルノ實力アルヲ要ス

今ヤ宇内ノ列強ハ各利權ノ擴張ヲ以テ政策ノ主眼トナシ營々トシテ
止マル處ヲ知ラス若シ一朝利害相衝突シ互ニ讓ラサルニ於テハ或ハ
不測ノ變亂ヲ起スナキヲ保セス此時ニ際シ我國國防ノ方針ヲ立テン
トスルニハ各國外交政策ノ大勢ヲ達觀シ各邦兵備ノ狀況ヲ洞察シ緩

急其塩梅ヲ愆ラサルヲ要ス惟ルニ帝國ノ國力ヲ以テ歐米列強中二三

ノ同盟聯合ニ對シ軍備ノ優越ヲ望ムハ誠ニ難事ニ属ス是ヲ以テ外交
ニ於テ一方ニハ同盟輿國ノ交誼ヲ益々親厚ナラシムルコトヲ謀リ一
方ニハ帝國ト利害ヲ異ニスル國際間ノ聯合ヲ極力防止スルノ政策ヲ

執ラサルヘカラス而シテ國防ニ關スル方針ニ付テハ參謀總長及海軍
軍令部長ノ見處誠ニ正鵠ヲ誤ラス其計畫亦違算ナキヲ認ムルヲ以テ
後來之力完成ヲ期ス然レトモ我國財政ノ情況ハ大戰役ノ後ヲ受ケ今
俄カニ之カ全部ノ遂行ヲ許ササルモノアリ願クハ暫ク假スニ時ヲ以
テシ國力ト相俟テ緩急ヲ參酌セシメラレンコトヲ

臣公望誠惶誠惶頓首頓首

同年四月三日 先帝陛下ハ侍從武官長岡澤大將ヲシテ山縣元帥ニ内閣總
理大臣奉答ノ旨ヲ傳達セシメラレ又同年四月十九日上記關係書類悉皆將

各元帥ニ閱覽セシメラル右終リテ後山縣元帥ハ四元帥ヲ代表シテ左ノ如
ク奉答セリ

奉 答

參謀總長、海軍軍令部長ノ連署奏對セル帝國國防方針ハ内閣總理大
臣ノ同意セル如ク内外ノ形勢ニ應シ帝國ノ國是ニ合スルモノトス而
シテ之ニ伴フ國防ニ要スル兵力及帝國軍ノ用兵綱領ハ我國ノ財政ヲ
顧慮シ善ク帝國ノ利權ヲ保護スルノ道ヲ求メタルモノニシテ目今ノ
國力ニ照シ至當ノ策案ナリト認ム若シ夫レ國防ニ要スル兵力ニ至テ
ハ内閣總理大臣ノ奏上セルカ如ク自今益々資源ノ培養ニ勉メ可成速
ニ所望ノ數ニ達セんコトヲ期セサルヘカラス

臣等ノ卑見上陳ノ如シ別冊帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及帝國
「軍」ノ用兵綱領ハ之ヲ當局ニ下シ内外施政ノ機宜ヲ制シ國防用兵ノ
基礎ヲ固フセラレンコトヲ請フ

右謹テ復奏ス誠恐誠惶頓首以聞

斯ノ如クシテ參謀總長、海軍軍令部長ノ奉呈セル帝國國防方針、國防ニ
要スル兵力、帝國軍ノ用兵綱領ハ總テ御嘉納アラセラレ陸軍大臣、海軍
大臣ニモ亦此旨ヲ傳達セシメラレタリ

參謀總長及海軍軍令部長ハ侍從武官長ト協議シ将来ノ為メ御沙汰傳達ノ
次第覺書ヲ左ノ如ク作為セリ

御沙汰傳達ノ次第覺書

明治四十年四月四日前侍從武官長岡澤大將

聖旨ヲ奉シテ海軍軍令部長東郷大將參謀總長代理參謀本部次長福島中將ヲ宮中ニ召喚シ侍従武官長室ニ於テ左記御主旨ノ聖旨ヲ傳達セラル

〔参考〕

田中義一少將ヨリ大山元帥宛（書簡）

大正五年十二月

日本帝國國防方針、國防ニ要スル兵力、帝國軍ノ用兵綱領ハ總テ御嘉納アラセラル

曩ニ内閣總理大臣ニ下附シテ審議セシメラレタル日本帝國國防

方針、國防ニ要スル兵力ニ關シテハ別紙寫ノ通り適當ト認ムル旨奉答セリ

聖旨ニ依リ一應閱覽セシメラル

海軍軍令部長、參謀總長代理ハ一應侍従武官長ヨリ示サレタル内閣總理大臣ノ奉答書ヲ閱讀シ 御沙汰ノ主旨ヲ体シテ退出セリ

附記

寺内陸軍大臣ヘハ同年四月二十日齊藤海軍大臣ヘハ同二十一日侍従武官長岡澤大將ヲ以テ各前記ノ通り御嘉納ノ次第ヲ傳ヘシメラレタリ

帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及帝國軍用兵綱領策定関スル顛末概要

明治三十七八年戰役ニ於テハ大本營ヲ統率シ給ヘル

大元帥陛下ノ指揮悉ク機宜ニ合シタル為陸海軍ノ協同動作ハ遺憾ナク成就セリト雖モ山縣元帥ハ平時ニ於テ兩者ノ間ニ協同作戰ノ熟議セラレアラサリシヲ遺憾トシ又戰後經營ニ著手シ兵備ノ擴張ヲ策スルニ當リ陸海軍協同作戰ノ計畫ヲ策定シ以テ兩者ノ分擔任務ヲ定ムルハ第一ノ急務ニシテ且日英同盟新協約ノ結果両國當局者ニ於テ軍事行動ニ關シ熟議ヲ為スヘキ約アルカ故ニ益々急ニ之カ策定ノ必要ヲ認メ列國ノ形勢ニ稽ヘ将来日本ノ敵ト豫想スヘキ國ヲ列舉シ々其ノ關係ヲ述ヘ日本帝國國防方針私案ヲ草シ明治三十九年十月之ヲ闕下ニ伏奏セリ明治三十九年十二月十四日之ヲ元帥府ニ諮詢セラレ同日元帥會議ハ帝國國防方針策定ニ關スル山縣ノ封事ハ寔ニ適切ナルヲ認メ該封事ハ参考資料トシテ之ヲ當局ニ附シ陸海協商以テ帝國國防方針ヲ立案セシメラレムコトヲ望ム旨奉答セ

註

(1) 「戦」は、いくつか「戰」を使用しているところがあるが、ここで
は「戦」に統一した。

(2) 「益々」は「益々」に書き換えた。

(3) 明らかな誤字及び脱字は、「」内に正字を記入した。

命ヲ拝シ帝國國防方針策定ニ関スル商議ヲ開始セリ

明治四十年二月一日參謀總長奧大將海軍軍令部長東鄉大將ハ帝國國防方針、國防ニ要スル兵力、帝國軍ノ用兵綱領ヲ策案シテ復奏シ其ノ中國防方針ハ政策ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ更ニ之ヲ内閣總理大臣ニ御下問アラセラレ審議セシメラレ度旨奉答ス右ノ奉答ニ際シ參謀總長海軍軍令部長ハ要スレハ國防ニ要スル兵力ヲ總理大臣ニ閱覽セシメラレ度旨口演伏奏セリ

參謀總長、海軍軍令部長奉答ノ結果内閣總理大臣西園寺候爵ハ帝國國防方針ヲ審議スヘキ勅命ヲ拝シ又特ニ國防ニ要スル兵力ノ内覽ヲ許サレ明治四十年三月左ノ要旨ヲ以テ奉答セリ

帝國國防方針ハ帝國ノ國是ニ基キ極メテ適當ナリト認ム然レトモ國防ニ要スル兵力ハ今俄ニ之カ全部ノ遂行ヲ許ササルモノアリ願ハクハ暫ク假スニ時ヲ以テシ國力ト相俟テ緩急ヲ參酌セシメラレンコトヲ

明治四十年四月三日侍從武官長岡澤大將 聖旨ヲ奉シ山縣元帥ニ内閣總理大臣奉答ノ旨ヲ傳ヘタリ因テ山縣元帥ハ帝國國防方針、國防ニ要スル兵力及帝國軍ノ用兵綱領ハ一日モ早ク有効ナラシメラル必アル旨ヲ侍從武官長ヲ經テ奉答セリ

明治四十年四月四日前侍從武官長岡澤大將 聖旨ヲ奉シ海軍軍令部長東鄉大將參謀總長代理參謀本部次長福島中將ヲ宮中ニ召喚シ左ノ如ク聖旨ヲ傳達セラル

日本帝國國防方針、國防ニ要スル兵力、帝國軍ノ用兵綱領ハ總テ御嘉納アラセラル曩ニ内閣總理大臣ニ下附シテ審議セシメラレタル日本帝

國國防方針及國防ニ要スル兵力ニ關シテハ適當ト認ムル旨奉答セリ

聖旨ニ依リ一應閱覽セシメラル

海軍軍令部長參謀總長代理ハ一應内閣總理大臣ノ奉答書ヲ閱讀シ 御沙汰ノ主旨ヲ體シテ退出セリ

寺内陸軍大臣ヘハ四月二十日齋藤海軍大臣ヘハ四月二十二日侍從武官長ヲ以テ各前記ノ通り御嘉納ノ次第ヲ傳ヘシメラレタリ

明治四十年四月十六日侍從武官長ハ勅命ニ依リ關係書類悉皆ヲ山縣元帥ハニ交付セリ依テ四月十九日元帥會議ヲ開キ午前十一時五十分山縣元帥ハ拝謁シテ奉答セリ其ノ要旨左ノ如シ

帝國國防方針ハ内外ノ形勢ニ應シ帝國ノ國是ニ合シ之ニ伴フ國防ニ要スル兵力及帝國軍ノ用兵綱領ハ我國ノ財政ヲ顧慮シ善ク帝國ノ利權ヲ保護スルノ道ヲ求メタル至當ノ策案ナリト認ム若シ夫レ國防ニ要スル兵力ニ至リテハ内閣總理大臣ノ奏上セルカ如ク自今益々資源ノ培養ニ勉メ成ルヘク速ニ所望ノ數ニ達セシメラレムコトヲ期セサルヘカラス云々

國防統一二関スル議

明治維新以降帝國國軍建設ノ歴史ヲ討究スルニ往時ノ國防目的ハ專ラ外敵ノ襲来ヲ防止スルニ在リ是ニ於テカ先ツ陸軍ヲ整備シテ後海軍ノ充實ニ及ヒタリ斯ノ如ク其ノ目的單一ナリシ為陸海両軍想定スル敵國ヲ等フシ國防上ニ於ケル諸施設ハ克ク統一セラレ何等背反スル所ナカリシト雖日清、日露ノ戰役後極東ノ形勢ハ漸次ニ變轉シ帝國地位ノ昂上、領域ノ

擴大ト共ニ四圍ノ外交ハ益々紛糾ヲ加ヘ今ヤ両軍各相異ナレル敵國ヲ想定シテ國防ニ要スル勢力ヲ決定セサルヘカラサルノ秋ニ達セリ從テ現時ノ如ク國資両者ノ要求ヲ満足セシメ得サルノ状態ニ在リテハ各當局者其ノ任スル所ニ忠實且焦慮ノ結果對立拮抗互ニ自己ノ勢力ヲ擴張セント欲シテ相讓ラサルノ形勢ヲ馴致シ動モスレハ双互其ノ畫策ヲ秘匿シテ私力ニ之ヲ行政財政ノ當局ニ諮詢テ主張ノ貫徹ニ勉メ或ハ世論ニ訴ヘテ其ノ同情ヲ買ハント欲シ或ハ政家ノ意見ニ聞キテ其ノ援助ヲ求ムル等諸種ノ手段ヲ弄スルニ至リ遂ニハ両者相反目排擠諸般ノ施設上統一ヲ缺キ從テ政家政黨人ヲシテ軍備ノ緩急國防ノ是非ヲ私議セシメ一般國民ヲシテ國防ノ施設ナルモノハ他ノ政務ト撰フ所ナク衆議輿論ヲ以テ左右シ得ヘキカノ迷想ヲ抱カシムルカ如キ現象ヲ萌サントスルニ至レリ之レ帝國建軍ノ本義ニ稽ヘ世界列國ノ興衰ニ照シ實ニ痛心ニ堪ヘサルノ傾向ト謂ハサルヘカラス今ニシテ建軍ノ根本軍制ノ要義ヲ廓清振肅スルニアラサレハ唯恐ル國家百年ノ後軍制ノ大本壞レテ臍ヲ嘔ムモ尚ホ及ハサルニ至ランコトヲ

抑モ國防ニ要スル兵力編制ヲ決定スルハ天皇ノ大權ニ属シ之カ決定ノ適否ハ國家ノ盛衰興亡ノ因テ岐ル所ニシテ事極メテ重大ナリ故ニ參謀總長及海軍軍令部長ハ一般政務ノ外ニ超然卓立シテ帷幄ノ機務ニ參畫シ唇齒輔車和衷協同以テ補翼ノ責ヲ竭ササルヘカラス乃チ須ラク宇内ノ大勢ニ鑑ミ國是ニ基キ尚ホ豫想スル敵國ノ情勢ヲ酌量シテ所謂統一的國防ノ方針ヲ立案シ相互寛宏ナル襟度ヲ以テ之レカ遂行ニ要スル兵力竝ニ國家財政ノ實況に鑑ミテ施設ノ緩急前後ヲ協定シテ允裁ヲ仰キ然ル後之ヲ行

政部ニ移シ該機關ヲシテ專心鞠窮其ノ實行ヲ期セシムヘシ徒ラニ自己ノ範圍ヲ擴張スルニ營々トシテ大局ヲ顧ミス成ヲ行政部ノ首班ニ仰キ又ハ功ヲ輿論ノ援助二期スルカ如キハ時ニ財政ノ一時的變調ヲ以テ國防計畫ノ遂行ヲ阻止セラレ若ハ之ヲ黨略ニ利用セラレテ國防ノ本義ヲ誤ルノ失態ヲ釀スニ至ルヘシ之レ建軍ノ根本、軍制ノ要義ヲ破壊スルモノニシテ深ク戒慎セサルヘカラス

即チ吾人ハ陸海両軍殊ニ其ノ軍令機關ノ絶對的和衷協同ヲ切望スルモノナリ然レトモ當局其ノ人ヲ得サルトキハ時ニ相互自己ノ主張ヲ確執シテ唇齒輔車ノ實ヲ舉ケ難ク延テ聖斷ヲ煩ハスノ恐レナシトセスノ如キ特異ナル事情發生ニ際シテハ至尊ノ軍事最高顧問タル元帥府ハ須ラク公正ナル裁決案ヲ具状シテ聖慮ノ万ーヲ裨補シ或ハ至尊ノ重要軍務諮詢機關タル軍事參議院ハ其ノ諮詢ニ對シテ研鑽審議適確ナル意見ヲ復奏シ以テ帝國國防ヲシテ統一ノ軌道ヲ脱出セシメサルコトニ眷々盡瘁セサルヘカラス

今ヤ明治四十年陸海軍協同シテ策定シ允准ヲ得タル國防方針及之カ遂行ニ要スル兵力ハ爾來四圍ノ情態竝政略ノ關係ニ多少ノ變更ヲ生シタルヲ以テ之ニ伴ヒ幾分ノ修正ヲ加フルノ必要アルヘシ吾人ハ此ノ際陸海軍相互通過去ノ感情ヲ一掃シ虛心坦懷以テ統一セル邦家百年ノ長計ヲ策シ建軍ノ根本軍制ノ要義ヲ闡明シテ永ク國防ノ神聖ヲ保持スルニ至ランコトヲ切望スルモノナリ

〔陸軍少將田中義一「明治三九〇四年帝國國防方針等策定顧末概要」
(大正五・一二・一五) 防衛研究所図書館蔵〕